

富津市第二種運転免許取得支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月21日

富津市長 高橋 恭 市

## 富津市告示第43号

### 富津市第二種運転免許取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の公共交通網の維持発展を図るため、市内を運行する路線バス及びタクシーの運転業務に携わる者の道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第2項に規定する第二種運転免許の取得に要する費用を負担する市内の一般旅客自動車運送事業者に対し、予算の範囲内において富津市第二種運転免許取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第二種免許 道路交通法第86条第1項の表の右欄に規定する第二種免許の種類のうち、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許をいう。
- (2) 事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般旅客自動車運送事業を行う者（福祉輸送事業限定許可を受けている者を除く。）であって、同法第4条に規定する許可を受けた者をいう。
- (3) 従事者 事業者には雇用され、又は雇用されることが予定されている者であって、第二種免許取得後に市内を運行する路線バス及びタクシーの運転業務に携わる者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内に事務所又は営業所を有する事業者であること。

(2) 補助金を申請する年度内に第二種免許を取得し、又は取得することを予定している従事者（以下「補助対象従事者」という。）に対し、その取得に係る教習費用を負担する事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が定める事業者

(2) 市税を滞納している事業者

（補助対象経費、補助金の額及び補助金の上限額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の左欄に掲げる第二種免許の種類に応じて事業者が補助対象従事者の当該第二種免許取得に要する教習費用について負担した額とし、補助金の額及び補助金の上限額は、同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、富津市第二種運転免許取得支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費を証する書類（見積書等）

(2) 補助対象従事者を雇用し、又は雇用することを予定していることを証する書類

(3) 国又は富津市以外の地方公共団体による補助制度を活用している場合は、その内容及び補助金の額を証する書類

(4) 誓約書（別記第2号様式）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助対象従事者が第二種免許を取得し、又は取得することを予定している年度の2月末日までとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書その他の書類を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市第二種運転免許取

得支援補助金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた年度内に、次の各号のいずれかに該当するときは、富津市第二種運転免許取得支援補助金申請の取下げに関する届出書（別記第4号様式）にその理由を付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象従事者を雇用しなくなったとき。
- （2） 補助対象従事者が、第二種免許を取得することができない又は困難であるとき。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る前条の補助金等の決定及び第9条の補助金等の確定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第8条 第6条の規定による補助金の交付決定通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象従事者が第二種免許を取得したときは、補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日までに、富津市第二種運転免許取得支援補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象従事者が取得した第二種免許証の写し
- （2） 補助対象経費の領収証の写し
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の額を確定したときは、富津市第二種運転免許取得支援補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、富津市第二種運転免許取得支援補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第11条 補助金の交付を受けた事業者は、交付確定の日から3年を経過するまでの

間に補助対象従事者を雇用しなくなったときは、速やかにその旨を市長に報告し、補助金を返還しなければならない。ただし、補助対象従事者を雇用しなくなったことについて市長が特別な理由があると認めるときは、補助金の返還を要しないものとする。

(補助金交付対象者の責務)

第12条 補助金の交付を受けた事業者は、補助対象従事者が交付確定の日から3年を経過するまでの間、市内を運行する路線バス及びタクシーの運転業務に携わるよう努めなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、補助金を適正な交付とするため必要があると認めるときは、補助事業者に対して、報告を求め、資料を提出させ、又は必要な指示をすることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

(準備行為)

2 この告示による富津市第二種運転免許取得支援補助金の交付に関し必要な手続きその他の準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第4条関係)

第二種免許の種類	補助対象経費及び補助金の額	補助金の上限額
普通第二種免許	事業者が補助対象従事者の第二種免許取得に要する教習費用について負担した額に2分の1を乗じて得た額。	15万円
中型第二種免許		20万円
大型第二種免許		25万円

※ 1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

※ この要綱による補助金の額と国又は富津市以外の地方公共団体から受けている補助金の額を合算した額が、事業者が補助対象従事者の第二種免許取得に要する教習費用について負担した額を超えるときは、当該超える部分の額を補助金の交付額から減じた額を補助金の上限額とする。